

## 平成 28 年第 3 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 28 年 9 月 21 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人  | 2 河野 清  | 3 金田敏行  |
| 4 夏目忠昭  | 5 金田文子  | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝  | 8 伊藤 武  | 9 山口伸彦  |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	村松 太	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 議案第 5 4 号

東三河広域連合規約の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第 2 議案第 5 5 号

設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 5 6 号

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

- 日程第4 議案第57号  
設楽町税条例等の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第5 議案第58号  
設楽町手数料条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第6 議案第59号  
平成28年度設楽町一般会計補正予算(第2号)  
(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第60号  
平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第61号  
平成28年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第62号  
平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第63号  
平成28年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第64号  
平成28年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第65号  
平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 議案第66号  
平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 陳情第5号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 陳情第6号  
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)

- 日程第 16 陳情第 7 号  
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 17 陳情第 8 号  
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 18 認定第 1 号  
平成 27 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 2 号  
平成 27 年度設楽町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 3 号  
平成 27 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 4 号  
平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 5 号  
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 6 号  
平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 認定第 7 号  
平成 27 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 25 認定第 8 号  
平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 26 認定第 9 号  
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)

- 日程第 27 認定第 10 号  
平成 27 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 28 認定第 11 号  
平成 27 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 29 認定第 12 号  
平成 27 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 30 認定第 13 号  
平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 31 認定第 14 号  
平成 27 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 32 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 33 発議第 1 号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書  
(追加)
- 日程第 34 発議第 2 号  
国の私学助成の増額と拡充に関する意見書  
(追加)
- 日程第 35 発議第 3 号  
愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書  
(追加)
- 日程第 36 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)
- 日程第 37 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)

## 会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。大変心配をされました台風 16 号、昨日通過をしまして、設楽町、大きな被害は報告をされておられませんけれども、停電が 1 箇所まだあるということです。少しでも早い復旧をお願いしたいと思います。それではただ今から会議を開きます。ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達してい

ますので、平成 28 年第 3 回設楽町議会定例会（第 2 日）を開会します。

これから、本日の会議を開きます。初めに町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。お彼岸を迎えまして暑い日も段々と遠のく中で、朝夕は涼しさを感じる毎日で過ごしやすくなりました。日増しにこうして秋の気配を感じられる時期となったところでもあります。一方で今年の台風は、毎週のように日本各地を襲い、近隣の岡崎市東部では 19 日の日でありましたけども、夕方から台風の影響もあるかと思えますけども、秋雨前線の活発化に伴いまして局地的に時間 100 ミリを越える猛烈な雨が降ったというふうに聞いております。このために記録的短時間大雨情報、また土砂災害警戒情報、そして避難指示が発令されたと聞いております。更に昨日は、九州南部に上陸致しました台風 16 号が、東海地方に接近を致しまして、本町でも午前中から大雨警報が発令されまして、被害の発生を大変危惧したところでもありますけれども、数件の倒木や崩土、そして今もお話がありました一部停電があったものの、幸いにも土砂災害、河川の増水ですとか反乱等大きな被害はなかったということで、大変安堵したところがございます。しかしながら台風等によるこうした自然災害の被害は、いつどこで生ずるか予測ができないということで、本町におきましても決して対岸の火事では無いということで、いつも申し上げておるところですが、普段から災害に対して緊張感また危機意識をもった的確な対応に努めていかなければならないと意を強くしたところでもあります。

本日 9 月議会定例会の最終日にあたりまして、議員の皆様方全員の方々の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本定例会におかれましては、平成 27 年度決算認定をはじめ補正予算、そして条例及び規約の改正、更には財産の取得等多くの議案及び陳情書について慎重審議を賜りまして、本日最終日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

さて先日 19 日の日には敬老の日を迎えたところがございますが、設楽町と致しましても 15 日と 16 日の 2 日間におきまして、町内の数え 100 歳以上の御長寿の方々、19 名お見えになりますが、この方々を訪問させていただきまして、お祝いの品をお届けさせていただくとともに、皆さんと楽しくお話をさせていただいてところでありまして、皆さん方から大変お元気な姿をいただきまして私も元気をいただいたところがございます。今後とも皆さん方が健やかに長生きされますことを心から願っております。なお町内におきましては、各地区の皆さん方の御協力によりまして、8 地区におきまして敬老会が実施されたところがございます、この会場の数は昨年と同数でございます。

また次に報告が大変遅くなりましたけれども、改正公職選挙法を施行後初の選挙が 7 月 10 日に行われたわけでございます。この参議院議員通常選挙におきまして、18 歳、19 歳の方々が新たに選挙権を得ることとなった訳でございます、その投票状況につきましては、愛知県の全体投票率が 55.41 パーセントに對しまして、18 歳 19 歳は 53.77 パーセントでありました。また更に本町の状況

を申し上げますと、全体投票率が 72.10 パーセントと高かった訳ではありませんけれども、このうち 18 歳 19 歳の投票率は県内平均より 4.4 ポイント低かったということ。これは名古屋市とほぼ同率の 49.33 パーセントでありました。これは町内に在籍してみえる対象となる方々がお見えになる訳ですが、現在設楽町内から外に出てみえる方が、多くみえるのかなあということも推測されるところでもあります。しかしながら田口高等学校におきましては、今回の参議院議員通常選挙において新たに選挙権を与えられた方 12 名お見えになります。このうち 9 名が投票をされまして、その内北設楽郡の生徒さんは 9 名中 8 名が投票をされたというふうに聞き及んでおります。またこうした選挙に控えて、事前に 9 月 15 日は田口高等学校で出前選挙の講座ということで模擬投票を行うように職員が出がけ、この選挙に対する意識を高めていただいたということで、今後とも広範な選挙啓発によって投票率の向上に努めてまいりたいと思っております。

そしてもう 1 件、先日御報告をさせていただいたところでもありました、自動車の自動走行実証事業が、平成 28 年の 11 月 4 日の金曜日に実施がされることに決定されました。これに伴いまして自動走行車両に実際に同乗していただく方を、約 10 名程度と聞いておりますが、これを募集を致します。応募資格は設楽町に在住している人、または在学の方となっております。応募期間は平成 28 年 9 月 21 日、本日から 10 月 7 日まででありますので、議員の皆様方も御承知おきいただきたいと思っております。

本日は追加上程議案はございませんが、初日に上程をさせていただきました議案につきまして、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして 9 月議会定例会最終日の審議に先立ち、私の挨拶とさせていただきます。

議長 本日の定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告を願います。

8 伊藤 おはようございます。平成 28 年第 3 回定例会第 2 日の運営について、9 月 15 日に議会運営委員会を開催し審査した結果を報告します。本日の案件は議会付託議案 31 件、委員会報告 1 件、議員提出 3 件、継続審査申し出 2 件です。日程第 1 から順次 1 件ごとに上程します。日程第 1 から日程第 17、日程第 18 から日程第 31、日程第 33 から日程第 35 は一括上程です。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますのでよろしくお願いを致します。日程第 1、議案第 54 号「東三河広域連合規約の変更について」から日程第 17、陳情第 8 号「私立高校生の父母負担を軽減し学費の公私格差を是正するために市町村独自の事業料助成の拡充を求める陳情書」までを一括議題とします。本案は総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので委員長の報告を求めます。

総務建設委員 平成 28 年第 3 回総務建設委員会の委員長報告を行います。9 月 8 日

出席議員 6 名全員の出席のもと、執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長の出席を得、委員会を開催致しました。審査事件 1、付託事件 5 件について審査致しました。議案第 54 号「東三河広域連合規約の変更について」を審査致しました。質疑討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 55 号「設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例について」を審査致しました。質疑、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定致しました。議案第 57 号「設楽町税条例等の一部を改正する条例」について審査しました。質疑、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 58 号「設楽町手数料条例等の一部を改正する条例について」審査しました。質疑、討論なし全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 59 号「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」総務建設委員会所管について審査を致しました。質疑、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。審査事件 2、その他につきましてはありませんでした。以上で総務建設委員会の委員長報告を終わります。

文教厚生委員長 それでは平成 28 年第 3 回文教厚生委員会委員長報告を行います。

9 月の 12 日月曜日午後 2 時 24 分から文教厚生委員会を開催、委員 6 名全員出席。執行部も町長、副町長以下御出席をいただきまして付託事件 13 件を審議致しました。審議の結果を報告します。1、議案第 56 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし。全員賛成で原案通り可決すべきものと決定しました。議案第 59 号「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」、文教厚生委員会所管、質疑 4 件、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第 60 号「平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定致しました。議案第 61 号「平成 28 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定致しました。議案第 62 号「平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第 63 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定致しました。議案第 64 号「平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定致しました。議案第 65 号「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第 66 号「平成 28 年度設楽町津具診療所特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと設定致しました。陳情第 5 号「定数改善計画の早期策定実施等義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、審議の結果全員賛成で採択すべきものと決定しました。陳情第 6 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、審議の結果、全員賛成で採択す

べきものと決定致しました。陳情第7号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、審議の結果、全員賛成で採択すべきものと決定しました。陳情第8号「私立高校生の父母負担を軽減し学費の公私格差を是正するために市町村独自の事業料助成の拡充を求める陳情書」、審議の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。付託事件13件は以上です。なお、その他はございませんでした。以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

---

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。議案第54号「東三河広域連合規約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

10 田中 議案第54号「東三河広域連合規約の変更について」反対の立場で討論します。本議案は東三河広域連合が、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定できるようにするものです。東三河広域連合は、地方創生総合戦略について地域力と自立力を高め将来にわたり仕事と人の好循環を生み、地域全体の発展に繋げていくとしております。これは即ち何でも地方創生総合戦略に書き込める事になるのではないかと思います。このような重要な案件であるにもかかわらず、肝心の総合戦略案は、各市町村に示されること無く、不意打ち的に総合戦略が策定できる規約改正を求めていることに納得ができません。反対の第1の理由です。第2に一旦総合戦略に書き込まれて、それが東三河広域連合の事務となってしまうと、私たち町議会はその事業について質す機会はありません。それがどんなに当町に影響を及ぼそうと、地域の声を反映する術を当町議会は持たなくなるのであります。第3に、地方創生総合戦略で実施する事業は、一つずつ8市町村の議会で承認を得ると言っておりますが、現在示されている東三河広域連合の地方創生総合戦略の骨子は経済対策、観光です。これまでの東三河広域連合の8事業とは違って、格段に大きな事業、そして予算となります。こうした事業が次々と決まれば、町の仕事はどんどん消えてしまいます。気がついた時には設楽町はがらんどろで、町民の要望は豊橋へお願いに行かなければならないことになりかねません。極めて危険性を持つ今回の規約追加に反対するものであります。以上です。

議長 次に原案に賛成の者の発言をゆるします。

3 金田 反対討論では不意打ちといわれる言葉を使われましたが、8市町村からは担当議員の方が出られ、東三河広域連合議会として成り立っております。その中でいろいろな議案をだされ審議されているものであり、決して不意打ちではないと私は思います。でありましてこの委員会の決議に対しては、私は賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

議長 他に討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 54 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 多数です。議案第 54 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 55 号「設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 55 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 56 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 56 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第 56 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 57 号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 57 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第 57 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 58 号、「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 58 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第 58 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 59 号「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 59 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 多数です。議案第 59 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 60 号「平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 60 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第 60 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 61 号「平成 28 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 61 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第 61 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 62 号「平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 62 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第 62 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 63 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 63 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第 63 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 64 号「平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 64 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員です。議案第 64 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 65 号「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 65 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員です。議案第 65 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 議案第 66 号「平成 28 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 66 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員です。議案第 66 号は委員長報告のとおり可決をされました。

---

議長 陳情第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。陳情第5号は委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第6号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。陳情第6号は委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第7号「愛知県私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。陳情第7号は委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第8号「私立高校生の父母負担を軽減し学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。陳情第8号は委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 日程第18、認定第1号「平成27年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第31、認定第14号「平成27年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの14議案を一括議題とします。本案は決算特別委員会に付託をしていますので委員長の報告を求めます。

11 松下 決算特別委員会報告を行います。本委員会は、平成28年9月8日及び9月12日の両日に亘り慎重審議されました。その経過と結果を報告致します。9月8日、午前9時から午後2時20分まで、総務建設委員会所管の審議を致しました。出席者は町長、副町長、教育長以下役場担当執行部員全員と議員11名全員です。質疑の内容は、一般会計の歳出に関しては質疑が合計51件、その内訳は総務費の審議では質疑25件、農林水産費の審議では質疑9件、商工費の審議では質疑2件、土木費の審議では質疑4件、消防費の審議では質疑7件、災害復旧費の審議では質疑ありませんでした。公債費諸支出金の審議では質疑4件、歳入に関しての審議は質疑はありませんでした。

特別会計に関しては合計1件で、その内訳につきましては情報ネットワークの審議では質疑なし、田口財産区の審議では質疑なし、段嶺財産区、名倉財産区、津具財産区では質疑ありません。神田平山財産区の審議では質疑1件がありました。

2日目、9月12日、午後9時から午後2時5分まで文教厚生委員会所管の審議を致しました。出席者は町長、副町長、教育長以下役場担当執行部員全員と議員11名全員です。質疑の内容は、一般会計の歳出に関しては質疑が合計で60件でその内訳につきましては、民生費の審議では質疑28件、衛生費の審議では質疑12件、住宅費の審議では質疑7件、教育費の審議では質疑13件、歳入に関しての審議では質疑はございませんでした。

特別会計に関しては合計15件、国民健康保健の審議では質疑なし、介護保険の審議では質疑8件、後期高齢者医療保険の審議では質疑なし、簡易水道の審議

では質疑なし、農業集落排水の審議では質疑なし、町営バスの審議では質疑2件、つぐ診療所の審議では質疑ありませんでした。

採決では、質疑終了後に討論採決を行い以下のように決定を致しました。

認定第1号「平成27年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」は討論、反対、賛成各1名。賛成多数で可決です。認定第2号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、賛成多数で可決です。認定第3号「平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、賛成多数、可決です。認定第4号「平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第5号「平成27年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、賛成多数で可決です。認定第6号「平成27年度農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第7号「平成27年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第8号「平成27年度つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第9号「平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第10号「平成27年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第11号「平成27年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第12号「平成27年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第13号「平成27年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。認定第14号「設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」は討論なし、全員賛成で可決です。以上で報告を終わります。

議長 討論、採決は1件ごとに行います。認定第1号「平成27年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 平成27年度一般会計決算認定について不可の立場から討論を行います。私は平成27年度予算審議において三つの理由を挙げて反対しました。第1に安倍政権の消費税増税と社会保障が町民の暮らしを直撃している今こそ、町が町民を守る防波堤となるべきなのに、その役割が果たせていないこと。第2に2015年度予算には地方創生戦略にかかる予算計上、東三河広域連合発足に伴う予算措置などが盛り込まれ、自治体再編、地方の衰退を許すものになっていること。第3に財政調整基金などを貯め込む一方で、住民福祉の向上に予算を少しも使おうとしないことであります。今回の決算においてもこの問題点はいっこうに改善された形跡はなく、国保料引き下げの町独自の予算措置はなく、介護保険料では基礎月額4,400円から5,700円への値上げがされ、外出支援サービス、高齢者福祉タクシーでは所得格差への配慮がなく有料化されました。一方積立金は3億

4,500万円に新たに積み立てられ、類似団体の2倍の基金額となりました。貯め込む一方ではなく、住民福祉の向上に少しは使うべきです。以上不可の理由の一端を延べて討論と致しますが、尚やすらぎの里の定員割れは放置できない問題であること、本庁舎のチップ暖房稼動をデータ化し、木質バイオマス活用の一助にすること、大幅に増えた東三河広域連合への滞納整理費費用負担は見直すこと、建物の耐震化、耐震シェルター普及について促進することなどを申し添えるものであります。

議長 次に原案に賛成のものの発言を許します。

3 金田 私は平成 27 年度決算を賛成とする立場から討論を行います。本決算委員会で設楽町監査委員からの財政健全化審査及び公営企業経営化健全化審査の意見書の報告を中でもわかりますように、設楽町の現在の財政状況に是正改善を指定するところはないということでありました。反対討論で財政調整基金を貯めるばかりで取り崩しがなから住民福祉に使うべきとの討論がありましたが、今後の設楽町にいつかかるかわからない非常事態を始め、健全で持続可能な財政基盤の確立を図るためであり、適切な基金内容であると思います。介護保険の保険料増額と指摘されましたが、施設入所者の増加に伴う保険給付金の増額など、今後の福祉に対して高齢者の増加が見込まれる現在では、国も国民健康保険料及び介護保険料の負担軽減に踏み出したところでありますので、多少の負担増額は致し方ないことと思われまいます。外出支援サービス、高齢者福祉タクシーの有料化は支払い能力による利用格差を広げる恐れがあるとの指摘もありましたが、決算内容を見ますと内容が拡充され、要介護者や要支援者、そして障害者に手厚い施策となり、格差にはそれほど大きな差は無いと思います。以上を総合的に判断し、私は平成 27 年度決算を町民の意見を細かく受け入れ、実行された内容と判断し、且つ、適切に行われていると思いますので、私は本決算を賛成と致します。

議長 他に討論はありませんか。

5 金田 平成 27 年度決算報告において、財政の健全化判断比率の状況を 10 年間の経年的変化のグラフで示された点は優れた改善点であり、多いに評価しているところです。町村では一般的に経常収支比率は 75 パーセント程度までが望ましいとされてきましたが、本町では現在 90 パーセント程度、更に上昇が予測されています。これ以上の硬直化は防いでいかねばなりません。そのため高資本費の対策については特に慎重に丁寧に検討されなければならず、説明責任も果たしていかなければならないと思います。将来世代の人たちが必要な時に必要な事業サービスに税金を使えるよう、財政的な検討をしていく事は現在の行政の責務です。さて公共下水道についてですが、28 年度から特別会計のほうに移りますので一般会計に関して反対討論、反対の事を述べられるのはこれが最後の機会だと思いますので、特に高資本費対策として公共下水道についての事について不可の立場で述べたいと思います。公共下水道について住民説明会等が行われましたが、説明責任が十分果たされていないと考えています。総務省の下水道財政のあり方に関する

研究会の報告書によりますと、下水道事業は人口減少、大量更新時代を控え、経営環境の厳しさが増しつつある、また事業について住民への説明責任がより強く求められる時代になっている事から、全ての団体で中長期的な経営の戦略の策定を求める、というような内容が記されており、経営戦略に基づく持続可能な住民サービス提供の必要性が述べられております。この中でもこの策定を求める理由の中に大幅な人口減少が見込まれる団体が多いこと、新規投資を計画している団体が多いこと、適切な汚水処理施設の選択、処理場の統合広域化などによるコストの抑制などの必要から、この経営戦略が求められると述べています。経営戦略が必要なことは当然なのですが、住民説明においてはイニシャルコストに重点が置かれ、ランニングコスト、新規に作った場合の更新の時のことなどライフサイクルコスト全体の説明がありません。そして先ほど述べましたように、経常収支比率の硬直化が今後懸念されるということから、公共下水道のような高資本を必要とするようなものについては、一般財源からの繰出しによる財政の硬直化要因になることや、それから適正使用料について、現在のいろいろ安くします補助しますっていう作る場所について重点的な説明が行われているだけでは、今後適正使用料として値上がりも想定しなければならないというようなことなど、住民に十分理解されていないというふうに考えております。説明責任が十分に果たされないまま、高資本費の新規投資を計画し進めているという点で27年度の決算を認める事はできません。

議長 次に原案に賛成の者の発言を許します。

4 夏目 先ほど答弁の中に現在の収支比率が90パーセント近いというふうにございますが、決算の方向の中では26年度の設楽町の経常収支比率85.3パーセント。全国、要するに標準類似団体の70パーセントに対しましては多少高いものの、これから人件費等の抑制とか、それから義務的経費の抑制につきましては、議会の決算の中で答弁されておりますので、この辺については暫時これからこの経常収支比率を下げしていくものと思われまます。なおかつ先ほどの財政調整基金については現在43万6000円、住民1人当たりですけども、6,590円という数字になってございますが、これにつきましては昨年度から減債基金を積み立てるということになりまして、この減債基金だけを見ますと、類似団体で比較しまして設楽町は、減債基金の方は約5万ほど、1人当たり少ないということになっております。従いましてそういうところも見ながらですね、財政調整基金なり減債基金で、長期の財政の調整を図っていくという姿勢は見受けられます。従いまして私はこういうものの現況におきましては決算の認定を可とすべきものと思います。なおかつ公共下水道につきましては、逐一各地区の説明会を開いておりまして、なおかつ現時点での建設コストにつきましては、愛知県並びに下流域からの8割負担が当然適用される。そして下水道についてはですね、これは本筋の事業でございまして、あくまで合併浄化槽というものにつきましてはこういうものの本筋の1事業から外れたものの補助事業として行うというものでございます。現時点

におきまして愛知県並びに下流市からの8割負担、こういうものをいれた場合には投資的経費は公共下水道の方が合併浄化槽よりも安いというふうに、住民説明の方もそうですし、私が一般質問した時でもそういう説明がしっかりとなされており、なおかつ、そういうものにつきましてですね、将来の料金改定とかそういうものにつきましては、公共下水道の料金審議会や何かで検討される時点において、その時の財政状況を勘案しながら下水道の料金をどのようにしようか、農業集落排水との料金の統一性も含めながら議論されるべきものでありまして、現時点でこれを審議することについては、時期尚早であろうというふうに思います。なおかつ地方自治法第233条で決算の認定が行われますが、決算審査の主眼は計算に間違いはないか、支出命令等に符合しているか、収支等は適法であるかどうか等、これは監査委員を通じて十分な審議がなされておりますが、これについても議会で十分な審議をなされること。並びに町長は施策の成果を説明する書類の提出義務を課してございますので、この中には当該年度の事業が主なものが決算審査として提出されております。こういう事業の成果について決算の認定がなされるべきものでありまして、過去の実績に対しまして評価をして、そしてその事業が一事業だけではなくて町全体の事業としての影響を与えるものであれば、不可であるし、そうでなければ可ということで決算認定はされるべき性格のものでございます。従いまして当該年度2015年度の、要するに平成27年度の決算の認定につきましては計数的なものや事業の効果、こういうようなものから決算の認定がなされるべきものでありまして、これからの先のものについての心配とか住民説明会だけ、これはもう住民説明会については十分になされていたと理解しておりますので、そういうものについて決算が不認定とされるような要素ではないと私は理解しておりますが、これら諸々を含みまして決算は可として私は討論をさせていただきます。

議長 他に討論はありませんか。

(なし)

議長 討論を終わります。認定第1号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第2号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第2号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 多数です。認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第3号「平成27年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第4号「平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第4号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第5号「平成27年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第6号「平成27年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第6号を採決します。採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第7号「平成27年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第7号を採決します。採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第8号「平成27年度設楽町津具診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第8号を採決します。採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第9号「平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第9号を採決します。採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第10号「平成27年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 10 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第 10 号は委員長の報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 11 号「平成 27 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 11 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第 11 号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 12 号「平成 27 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 12 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第 12 号は委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 13 号「平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 13 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第 13 号は委員長報告のとおり認定をされました。

---

議長 認定第 14 号「平成 27 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 14 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。認定第 14 号は委員長の報告のとおり認定されました。

---

議長 日程第 32「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

9 山口 それでは平成 28 年第 4 回設楽ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。日時は、平成 28 年 9 月 14 日 10 時より開催を致しました。場所は、役場の議場であります。出席者は、設楽ダム対策特別委員会 6 名全員、土屋議長、町の方からは横山町長他 7 名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは岩崎所長を始め 12 名、愛知県豊川水系対策本部からは阪野事務局長他 3 名、設楽町設楽ダム関連事業出張所からは渡邊所長他 4 名、傍聴が 3 名みえました。冒頭に土屋議長、横山町長、岩崎設楽ダム工事事務所長、阪野豊川水系対策本部事務局長より御挨拶をいただきました。審査事件といたしましては、設楽ダム建設事業関連事業における平成 28 年度の進捗状況について、そして 2 番目に付替道路林道の施工計画について、3 のその他の 3 件でありました。では最初に設楽ダム建設事業関連事業におけます平成 28 年度の進捗状況についての報告を致します。国土交通省設楽ダム工事事務所中島工務課長より、資料に基づきまして詳細な進捗状況と今後の予定の説明を受けました。質疑は 1 件でありました。続きまして愛知県新城設楽建設事務所、設楽ダム関連事業出張所の渡邊所長より、資料に基づき進捗状況と今後の予定の説明を受けました。質疑は 1 件でありました。そして設楽町原田建設課長より、設楽町の水特事業の説明を受けました。質疑は 3 件であります。続きまして 2 の委員会提案になりましたけど、付替町道林道の施工計画についてを議題を提案を致しました。内容としましては国県町の 3 者で受け持つ設楽ダム工事関係、関連事業に関しましての事業、情報交換等を今まで以上に密にして頂き、平成 38 年度の設楽ダム完成時までの 3 者全ての事業についての、工事予定年表等の一覧表を是非とも検討していただきたい。工事全体が掌握できるように議会に情報提供はできないものかという要望でありました。町長より施工計画については、今後の進捗等についても国県町の 3 者が密な連携をもって、また議会に逐次報告するという事で出席各位の理解と共通認識を経ておるという答弁でありました。追加して頂きたいんですけど、3 のその他「なし」とありますけ

ど、3のその他には1件提案がございました。議題の提案がございました。内容は特定多目的ダムの利活用のあり方ということで質問がございました。これにつきましては武田設楽ダム工事事務所の副所長の答弁がございました。以上で委員会を閉会を致しました。以上で設楽ダム対策特別委員会の報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

---

議長 日程第33、発議第1号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」から日程第35、発議第3号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

4夏目 それでは発議第1、2号の意見書の提出、提案理由を述べさせていただきます。

発議第1号、提出者夏目忠昭、賛成者金田文子。定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、未来を担う子ども達に行き届いた教育を行うため定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細につきましては、お手元配布資料のとおりでございます。

発議第2号、提出者夏目忠昭、賛成者金田文子。国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、国の私学助成の増額と拡充を求めるため政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細につきましてはお手元配布資料のとおりでございます。

発議第3号、提出者夏目忠昭、賛成者金田文子。愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、私学助成の増額と拡充を求めるため、愛知県に対し、意見書を提出しようとするものでございます。詳細につきましてはお手元配布資料のとおりでございます。

以上の提案の理由を述べさせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。発議第1号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。発議第 1 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。発議第 1 号は原案のとおり可決をされました。

---

議長 発議第 2 号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。発議第 2 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。発議第 2 号は原案のとおり可決をされました。

---

議長 発議第 3 号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。発議第 3 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。発議第 3 号は原案のとおり可決をされました。

---

議長 日程第 36、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員長より設楽町議会会議規則第 75 条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定を致しました。

---

議長 日程第 37「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より設楽町議会会議規則第 75 条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり閉会中に継続調査をすることに決定を致しました。

---

議長 以上で本日の日程は全て終了を致しました。会議を閉じます。平成 28 年第 3 回設楽町議会定例会を閉会と致します。ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 23 分